

# 給水装置工事申込に伴う費用

令和5年4月1日

## 水道加入金

水道メーター口径	給水装置の新設	給水装置の改造 (増 径)
φ 20mm以下	396,000円	新口径と旧口径 との差額とする
φ 25mm	712,800円	
φ 30mm	1,152,800円	
φ 40mm	2,455,200円	
φ 50mm	4,415,400円	
φ 75mm	9,108,000円	
φ 100mm	18,458,000円	
φ 150mm	50,402,000円	

- ・ 上記金額は、消費税相当額を加算した額です。
  - ・ 集合住宅等については、親メーターの口径から算定した水道加入金と、戸数を乗じ算定した水道加入金を比較し、金額の大きいものとします。
  - ・ 単身者向け共同住宅については軽減措置があります。  
(親メーターによる算定の場合)
  - ・ 水道加入金は給水装置工事の分岐工事の申請時に徴します。
- ※ 市が別に指示したときは内線申請時に徴する場合があります。  
(分岐が完了しているなど)

## 検査手数料等 (1申請あたり)

名称	分岐	臨時	内線
設計審査費	7,200円	7,200円	7,200円
分岐立会費	5,400円		
竣工検査手数料	2,700円		5,400円
表示ピン	350円		
合計	15,650円	7,200円	12,600円

- ・ 表示ピンの金額は、消費税相当額を加算した額であり、それ以外は非課税です。
- ・ 臨時を分岐と同時に申請する場合は、分岐手数料 (15,650円) のみで、臨時に係る手数料 (7,200円) は不要です。
- ・ 国道及び府道の分岐工事は、道路掘削申請費 (7,200円) が必要です。

八幡市上下水道部上水道課  
TEL : 075-983-5328